

ID: 392

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習・文化財課

処分の概要	行為の許可の取り消し		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市天然記念物ハマオモト群落保護管理条例施行規則 第4条		
例 規 番 号	平成17年教育委員会規則第40号		
【根拠条文】 (許可の取消し) 第4条 前条第2項の許可を受けた者が、第2条の許可の基準又は第3条第2項の許可書に付した許可条件に違反した場合は、教育委員会は、その許可を取り消すことができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日 平成 27 年 5 月 7 日 最終変更年月日 年 月 日			